

## 大津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、婚姻を機に始める新生活に必要な経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、婚姻に伴う経済的負担を軽減し、もって少子化対策を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和4年1月1日から令和5年2月28日（同日までに補助対象者（この要綱による結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者をいう。以下同じ。）に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の前日）までの間に婚姻を機に市内で新たに住居を取得し、又は住居を賃借するために要する費用のうち、取得費、賃料、敷金、礼金（保証金その他これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、婚姻届を提出した日（以下「婚姻日」という。）までに取得した住居にあっては、当該婚姻日前1年以内に当該住居の取得に係る契約を締結したものに限る。
- (3) リフォーム工事費用 令和4年1月1日から令和5年2月28日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の前日）までの間に婚姻を機に居住する市内の住居の機能の維持又は向上を図るために行うリフォーム工事（屋根、内外装、建具、給排水設備、給湯設備、厨房設備、衛生設備等について修繕、増築、改築、設備更新等を行う工事をいう。以下同じ。）に要する費用（次に掲げるものを除く。）のうち、工事施工業者へ支払ったものをいう。ただし、婚姻日までに施工したリフォーム工事にあつては、当該婚姻日前1年以内に当該リフォーム工事に係る契約を締結したものに限る。
  - ア 外構工事に要する費用
  - イ 直接居住の用に供する部分以外の部分に係る工事に要する費用
  - ウ 賃貸借契約書等において定める、貸主が実施するべき修繕等又は借主が貸主の承諾を得ずに実施することができる軽微な修繕等に要する費用
  - エ 仮住居等の使用に要する費用

オ 使途の明確でない費用

カ 家具、家電、その他の備品の購入及びこれらの設置に要する費用

キ 当該住居を所有する者の承諾を要する工事にもかかわらず、これを得ずになされた工事に要する費用

ク その他市長が適当でないと認める工事に係る費用

(4) 引越費用 令和4年1月1日から令和5年2月28日（同日までに補助対象者に該当しなくなったときは、当該事由が発生した日の前日）までの間に婚姻を機に市内の住居に引越しするために要する費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払ったものをいう。

(5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体が学生の修学又は生活のために貸与した資金をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、新婚世帯に属する夫又は妻であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 第5条の申請（以下「申請」という。）を行う時点において、申請を行う者及びその配偶者（以下「申請者等」という。）の住民票の住所が、申請に係る住居の所在地となっていること。

(2) 申請者等のいずれもが、婚姻日において39歳以下であること。

(3) 令和4年度の所得証明書を基に算出した令和3年分の申請者等の所得を合算した金額が4,000,000円未満であること。ただし、次のア及びイに掲げる場合にあっては、それぞれ当該ア及びイに定める方法により算出した金額とする。

ア 申請を行う時点において、申請者等のいずれか又はそのいずれもが無職である場合  
無職である者の所得を零として算出した金額

イ 申請者等が貸与型奨学金の返済を現に行っている場合 令和4年度の所得証明書を基に算出した世帯の所得から当該貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額

(4) 申請者等のいずれも、市税の滞納がないこと。

(5) 婚姻日から起算して3年以上継続して本市内に居住する意思を有していること。

(6) 申請者等のいずれも、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(7) 申請者等のいずれもが、この要綱の規定による補助金と同種の補助金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、新生活を始めるに当たり必要な住居費、リフォーム工事費用及び引越費用であって、令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に支払った額（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けている場合にあってはその全額に相当する額を、勤務先から住宅手当が支給されている場合にあっては住宅手当分に相当する額を、それぞれ補助対象経費の対象から控除する。

2 補助金の額は、補助対象経費の額とし、1世帯当たり300,000円（申請者等のいずれもが29歳以下の場合にあっては、600,000円）を上限とする。

(交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、大津市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和4年6月1日から令和5年3月3日までの間に市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 申請者等の住民票（個人番号の記載がないもの）
- (3) 申請者等の令和4年度の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (5) 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し及びこれらの契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居を取得するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を取得した場合に限る。）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し及び当該契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居を賃借するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を賃借している場合に限る。）
- (7) 次に掲げる書類（住居に係るリフォーム工事を行った場合に限る。）
  - ア 物件の工事請負契約書又は請書の写し
  - イ 工事施工業者が作成したリフォーム工事の内容が確認できる書類の写し
  - ウ 領収書の写しその他のリフォーム工事を施工するために支払った額を確認できる書類の写し
- (8) 大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書（様式第2号。申請者等が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合に限る。）
- (9) 引越しに係る領収書その他の引越しをするために支払った額を確認できる書類の写し

(引越費用に係る補助金の交付の申請を行う場合に限る。)

(10) 離職票その他の離職したことが確認できる書類の写し(申請者等のいずれか又はそのいずれもが令和3年以後に離職している場合に限る。)

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、大津市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)により、交付しないときは大津市結婚新生活支援事業補助金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条第2項の規定により交付の決定の通知を受けた者(以下「補助決定者」という。)

は、速やかに大津市結婚新生活支援事業補助金交付請求書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があったときは、これを受け取った日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第7条 市長は、虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたときその他市長が不相当と認める行為を行ったときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による取消しをしたときは、大津市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第8条 補助決定者は、市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

2 前項の規定による返還の命令は、大津市結婚新生活支援事業補助金返還通知書(様式第7号)により行うものとする。

(報告等)

第9条 市長は、補助金の交付前又は交付後にかかわらず、必要があると認めるときは、補助決定者に対して、報告又は書類の提出を求めることができる。

2 補助決定者は、前項の報告又は書類の提出を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず、第7条から第9条までの規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

大津市結婚新生活支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

(宛先)  
大津市長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

大津市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、大津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請内容

1 婚姻届の提出・受理日	年 月 日	年齢	夫： 歳	妻： 歳	
2 申請に係る住居の所在地を住民票の住所とした日	夫： 年 月 日	妻： 年 月 日			
3 所得	合計 円	夫： 円	妻： 円		
4 事業内訳	住居費(取得)	円			
	住居費(賃借)	( 年 月分～ 年 月分)			
		賃料：	円		
		敷金：	円	礼金：	円
		共益費：	円	仲介手数料：	円
	上記から控除する額 住宅手当等受給額：			円	
小計		円			
	リフォーム工事費用	円			
	引越費用	円			
	合計額	円			
5 交付申請額	円				

- ※ 年齢の欄には、婚姻届の提出日における年齢を記入してください。
- ※ 所得の欄の記入に当たっては、無職である場合は 0 円とし、また、貸与型奨学金の返済を行っている場合は年間返済額を控除した額を記載してください。
- ※ 補助対象経費の欄には、令和 4 年 1 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間に住居の取得等に要した費用であって、当該期間内に支払が完了しているものの額を記入してください。
- ※ 交付申請額の欄には、補助対象経費の合計額又は上限額の 30 万円（申請者等が 29 歳以下の場合にあっては、60 万円）のいずれか少ない額を記入してください。なお、千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額としてください。

2 確認（該当する項目の□にチェックを入れてください。）

同意 及び 確認	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、大津市税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、婚姻日から起算して3年以上、大津市に居住する意思を有しています。 <input type="checkbox"/> 私は、この要綱の規定による補助金と同種の補助金等の交付を受けたことがありません。 <input type="checkbox"/> 私は、暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当の給付を受けておりません（給付を受けている場合は、大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書を提出します。）。 <input type="checkbox"/> 私は、リフォーム工事を実施するに当たり、リフォーム工事を施工する物件の所有者の承諾を得ております（申請者等が、リフォーム工事を施工する物件の所有権を有していない場合に限る。）。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けておりません。 <input type="checkbox"/> 私は、補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の市税に関する公簿を閲覧し、及び調査すること並びに生活保護の受給状況を調査することに同意します。  <p style="text-align: center;">申請者氏名 _____</p>
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、大津市税の滞納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、婚姻日から起算して3年以上、大津市に居住する意思を有しています。 <input type="checkbox"/> 私は、この要綱の規定による補助金と同種の補助金等の交付を受けたことがありません。 <input type="checkbox"/> 私は、暴力団員ではありません。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先からの住宅手当の給付を受けておりません（給付を受けている場合は、大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書を提出します。）。 <input type="checkbox"/> 私は、生活保護による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助を受けておりません。 <input type="checkbox"/> 私は、補助金申請の事務処理に必要な範囲において、私の市税に関する公簿を閲覧し、及び調査すること並びに生活保護の受給状況を調査することに同意します。  <p style="text-align: center;">配偶者氏名 _____</p>

3 添付書類

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 申請者等の住民票（個人番号の記載がないもの）
- (3) 申請者等の令和4年度の所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (5) 物件の売買契約書又は工事請負契約書の写し及びこれらの契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居を取得するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を取得した場合に限る。）
- (6) 物件の賃貸借契約書の写し及び当該契約に基づき支払った費用に係る領収書その他の住居を賃借するために支払った額を確認できる書類の写し（住居を賃借している場合に限る。）
- (7) 次に掲げる書類（住居に係るリフォーム工事を行った場合に限る。）
  - ア 物件の工事請負契約書又は請書の写し
  - イ 工事施工業者が作成したリフォーム工事の内容が確認できる書類の写し
  - ウ 領収書の写しその他のリフォーム工事を施工するために支払った額を確認できる書類の写し
- (8) 大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書（様式第2号。申請者等が勤務先から住宅手当の支給を受けている場合に限る。）
- (9) 引越しに係る領収書その他の引越しをするために支払った額を確認できる書類の写し（引越費用に係る補助金の交付の申請を行う場合に限る。）
- (10) 離職票その他の離職したことが確認できる書類の写し（申請者等のいずれか又はそのいずれもが令和3年以後に離職している場合に限る。）
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

年 月 日

大津市結婚新生活支援事業補助金住宅手当支給証明書

(宛先)  
大津市長

給与等の支払者

所在地

名称

氏名

印

電話番号

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住 所	
氏 名	

2 住宅手当支給（予定）状況

支給年月	住宅手当	支給年月	住宅手当
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円
年 月	月額 円	年 月	月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、事業主が従業員に対し支給し、又は負担する住宅に関する手当等の合計額です。
- 2 令和4年1月1日から令和5年2月28日までの間に支払を行い、又は支払を行う予定の住宅手当について記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は当該個人事業主の印を押印してください。



様式第3号（第5条関係）

大津市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付けで申請のあった大津市結婚新生活支援事業補助金の交付について、次のとおり決定したので、大津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

交付年度	年度
補助金の名称	大津市結婚新生活支援事業補助金
交付決定額	円
交付条件	

様式第 4 号（第 5 条関係）

大津市結婚新生活支援事業補助金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった大津市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり交付しないことと決定したので、大津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定により通知します。

交付年度	年度
補助金の名称	大津市結婚新生活支援事業補助金
交付申請額	円
交付しないことと決定した理由	

大津市結婚新生活支援事業補助金交付請求書

(宛先)  
大津市長

住 所  
氏 名 印  
電話番号

年 月 日付け大 第 号で交付決定した大津市結婚新生活支援事業補助金について、大津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額

金 円

2 振込み先

金融機関名		支店名	
種類	普通 ・ 当座 ・ その他( )		
口座番号			
口座名義	フリガナ		

※ 振込み口座が確認できる書類を添付してください。

様式第6号（第7条関係）

大津市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消通知書

大 第 号

年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市結婚新生活支援事業補助金について、次のとおり交付決定を取り消したので、大津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により通知します。

交付年度	年度
補助金の名称	大津市結婚新生活支援事業補助金
交付決定額	円
取消金額	円
取消後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

大津市結婚新生活支援事業補助金返還通知書

大 第 号  
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした大津市結婚新生活支援事業補助金について、大津市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり返還を請求します。

交付年度	年度
補助金の名称	大津市結婚新生活支援事業補助金
交付決定金額	円
返還金額	円
返還理由	
返還期限	年 月 日まで
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日

(注) 別添納付書により振り込んでください。なお、交付の決定を取り消された場合において、返還期限までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。